

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

業務管理体制整備規程

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会 業務管理体制整備規程

（目的及び適用範囲）

第1条 社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会業務管理体制整備規程（以下、「規程」という。）は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下、「法人」という。）が経営する介護保険事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

（基本方針）

第2条 法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- （1） 事業を行う際に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- （2） 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- （3） 法令遵守責任者は、会長の命を受け、課長及び各事業の責任者と連携し、適正な事業運営を確保する。

（法令遵守責任者）

第3条 法人の会長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

- 2 前号の法令遵守責任者は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会の事務局長をもって充てるものとする。

（法人組織体制の整備）

第4条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙1に定めるものとする。

- 2 法人の事業の最高責任者は会長とする。
- 3 法人の各事業部門に責任者を置き、各事業を総括する課長を置く、尚各課長が統括する事業は下記のとおりとする
 - （1）企画総務課
企画総務係、指定管理事業、福祉積立預金積立事業、財政調整積立預金積立事業、介護保険積立預金積立事業、福祉バス基金積立預金積立事業
 - （2）地域福祉課長
地域福祉係、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、法人後見受託事業、地域福祉計画推進事業、地域における生活困窮者支援のための地域づくり事業、宮古島市生活支援体制整備事業、宮古島市長寿大学開催事業、子育て支援事業
 - （3）事業課長
暮らしのサポート事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、障害者総合支援事業、一般旅客自動車運送事業、移動支援事業、介護予防普及啓発事業、福祉バス事業

（法令遵守責任者の業務）

第5条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、法人の役員会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- （1） 法人及び事業の組織体制に関する提案

(2) 法令遵守に関する本規程の制定及び改定

2 法令遵守責任者は、法人の事業遂行状況を法令遵守の観点から確認するものとする。

(課長及び責任者の役割)

第6条 法人の課長及び責任者は、各事業部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 法人の課長及び責任者は、自らが責任を担う事業が法令に遵守しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認するものとする。また、課長及び責任者は、必要に応じて監督官庁に確認を求めるものとする。

3 課長及び責任者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。この場合、原則として、法人組織図に基づいて行われるものとする。

4 課長及び責任者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、社会福祉法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上長、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第8条 第6条第4項に定める研修は、支所長及び管理者が行うと共に、法令遵守責任者も必要に応じて企画し、実施するものとする。

第9条 法令違反する行為を行った職員は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会の各関係規程に基づき、懲戒されるものとする。

(規則の改定)

第10条 この規程の改定を行う場合は、理事会の同意を得て速やかに監督官庁に提出するものとする。

付則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

付則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第2、4、5、6、7、9条の改正、附則の挿入

付則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表の変更

付則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第4条の改正

別紙1の変更

